

令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条に基づき、令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（指定機関）

第2条 知事は、補助金交付事務の円滑な遂行を図るため、交付事務の一部について、当該事務の遂行能力を有すると認められる機関（以下「指定機関」という。）を指定して委託するものとする。

（書類提出の方法）

第3条 この要領により知事に提出する書類の提出方法は、指定機関への持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（配達日の証明ができるもの）によるものとする。

（蓄電池設備（非F I T型及びF I T型）に係る事前申込書及び交付申請書（兼実績報告書））

第4条 要綱第5条第1項の規定により、蓄電池設備（非F I T型及びF I T型）に係る補助金の事前申込に当たり指定機関に提出する書類は、令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金事前申込書（別記様式第1号）1部とする。

2 事前申込書の提出は、1回に限るものとする。

3 第1項の事前申込書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 蓄電池設備本体の概要（メーカー、型番、容量等）が分かる資料

(2) 補助対象設備の補助対象経費が分かる見積内訳書等の写し

(3) 非F I T型にあっては、申込時点で状況に応じ、次のいずれかの書類

イ 「山形県民みんなで地産地消電力買取プラン」に登録されている小売電気事業者が提供する買取プラン申込用紙の写し

ロ 「山形県民みんなで地産地消電力買取プラン」に登録されている小売電気事業者が提供する買取プランの余剰電力買取開始通知の写し

ハ その他知事が必要と認めるもの

(4) F I T型にあっては、申込時点で状況に応じ、次のいずれかの書類

イ 既に電力受給開始している場合、電力会社との電力受給契約確認書の写し

ロ 電力受給開始前で、既にF I T認定を受けている場合は、電子申請サイトから出力した認定通知書の写し

ハ F I T認定の申請中の場合は、電子申請サイトから出力した申請書及び電子申請サイトの

認定一覧画面の写し（事前申込書の提出までに必ずF I T認定の申請を行うこと。）

ニ その他知事が必要と認めるもの

4 要綱第5条第4項の規定により、蓄電池設備（非F I T型及びF I T型）に係る補助金の交付申請及び事業実績報告に当たり知事に提出する書類は、次の書類1部とする。

(1) 令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金交付申請書（兼実績報告書）（別記様式第2-1号）

(2) 令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金事業実績報告書（別記様式第2-2号）

5 前項の補助金事業実績書に添付すべき書類は、次のとおりとする。なお、事前申込書に添付した書類と重複する書類についても再度添付すること。

(1) 補助事業者の住民票の写し又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）

(2) 補助事業の実施状況を示す次のもののカラー写真

イ 蓄電池設備本体の品番ラベル（シリアルナンバーが判然とするもの。複数台ある場合はその全てについて添付すること。）

ロ 蓄電池設備が正常稼働していることが確認できる表示モニター等

ハ 設置したパワーコンディショナの品番ラベル（メーカー、定格出力、型式が判然とするもの。複数台ある場合は、その全てについて添付すること。）

ニ 既築の住宅又は事業所に設置する場合にあっては、足場を組んでおらず、かつ、太陽電池モジュールを設置する前の状態の設置面及び建物全体（当該写真が添付できないときは、次号及び第8号に掲げる書類により、太陽電池モジュールを新たに同時導入のため購入したことが挙証できること。）

ホ 設置した太陽電池モジュール（全ての枚数が確認できるもの。ただし、写真により全ての枚数が確認できない場合は、補足としてシステム（モジュール）配置図を添付すること。また、集合住宅に設置した場合は、各戸のシステムが分かるように写真に記載の上、システム（モジュール）配置図を添付すること。）

ヘ 連系点（インバータ（パワーコンディショナ）と余剰電力販売用電力量計が接続された宅内配線の分電盤の設置場所）の建物（住宅）全体

(3) 補助事業者が補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できる領収書の写し（補助事業者が法人である場合で、補助事業者自身が発行したものは認めない。）☆

(4) 電力会社との電力受給契約確認書の写し（電力会社の発行する「太陽光契約に関するお知らせ」等契約を証明する書類の写しでもよい。設置したパワーコンディショナの型式がわかる書類も添付すること。また、売電開始日の変更など変更契約を行った場合は、変更前の書類も添付すること。）

(5) 導入した全ての太陽電池モジュールのメーカー発行の出力対比表の写し（発行のないメーカーの場合は、出力対比表（参考様式2）に製造番号票等（型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの）の写しを、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付すること。）

- (6) 口座振替申出書（参考様式1）
- (7) 補助金の振込先とする補助事業者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (8) 補助対象経費に係る見積内訳等の写し
- (9) 山形県民CO₂削減価値創出事業「やまがた太陽と森林の会」の参加申込書
- (10) その他知事が必要と認めるもの（例：申請者が補助対象設備を設置する建物等の所有者と賃貸借契約を締結している場合は、当該設備設置に係る所有者の承諾書、賃貸借契約書の写し及び法定耐用年数にわたり設備を使用する旨を記載した確認書（任意様式））

（木質バイオマス燃焼機器、地中熱利用装置に係る補助金交付申請書）

第5条 要綱第6条第1項の規定により指定機関を経由して知事に提出する書類は、次の書類1部とする。

- (1) 令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金交付申請書（別記様式第3-1号）
- (2) 令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金事業計画書（別記様式第3-2）

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象設備設置前の状況が分かるカラー写真（新築の住宅、事業所又は農業用施設に設置する場合は、これらの平面図等に補助対象設備の設置予定場所を示したもの）
- (2) 木質バイオマス燃焼機器にあつては、機器設置前の建物外観の四方位（東西南北）の状況が分かるカラー写真（増設の場合は、既設設備に係る煙突の状況を含むこと。）
- (3) 補助対象設備のカタログ等（仕様（出力、燃料消費量、消費電力）が分かるもの）
- (4) 工事請負契約書の写し（補助対象設備に係るもの全て）
- (5) 補助対象設備の補助対象経費が分かる見積内訳書等の写し
- (6) 申請者が補助対象設備を設置する建物等の所有者と賃貸借契約を締結している場合は、当該設備設置に係る所有者の承諾書、賃貸借契約書の写し及び法定耐用年数にわたり設備を使用する旨を記載した確認書（任意様式）
- (7) 地中熱利用装置（融雪装置）にあつては、ヒートポンプを利用しない方式（散水方式を除く。）を設置する場合、設置するものがCOP3.0以上の水準であることを証明する確認書（様式任意）（1平方メートル当たりの融雪に必要とする熱量及び地下水を汲み上げるために要する消費電力が分かるもの、必要水量、水源計画、配管経路などを記載すること。）
- (8) 口座振替申出書（参考様式1）
- (9) 補助金の振込先とする補助事業者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し

- (10) 木質ペレットを燃料とした木質バイオマス燃焼機器にあつては、山形県民CO₂削減価値創出事業「やまがた太陽と森林^{もり}の会」の参加申込書
- (11) 木質バイオマス燃焼機器にあつては、使用方法に係る確認書
- (12) 木質バイオマス燃焼機器であつて、「やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金」と同時申請を行う場合は、当該同時申請を行う補助金の申込書の写し
- (13) 木質バイオマス燃焼機器であつて、「やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」と同時申請を行う場合は、当該同時申請を行う補助金の交付申請書の写し
- (14) その他知事が必要と認めるもの

(木質バイオマス燃焼機器、地中熱利用装置に係る補助金実績報告書)

第6条 要綱第6条第5項の規定により指定機関を経由して知事に提出する書類は、次の書類1部とする。

- (1) 令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金事業実績報告書（別記様式第4-1号）
- (2) 令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金事業実績書（別記様式第4-2号）

2 前項の補助金実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真
- (2) 補助対象設備が設置された建物全体のカラー写真
- (3) 木質バイオマス燃焼機器あつては、機器設置後の建物外観の四方位（東西南北）の状況が分かるカラー写真（煙突の状況を含むこと。）
- (4) 補助事業者が補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できる領収書の写し（補助事業者自身が発行したものは認めない。）
- (5) 補助事業者の住民票の写し又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）
- (6) 木質バイオマス燃焼機器であつて、「やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金」と同時申請を行う場合は、当該同時申請を行う補助金の交付申請兼実績報告書の写し
- (7) 木質バイオマス燃焼機器であつて、「やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」と同時申請を行う場合は、当該同時申請を行う補助金の実績報告書の写し
- (8) その他知事が必要と認めるもの

(事業計画変更承認申請書)

第7条 要綱第8条第1項の規定により知事に提出する書類は、令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）1部とする。

2 前項の事業計画変更承認申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 変更契約書の写し（変更契約を行った場合）

- (2) 変更後の見積内訳書等の写し（補助対象経費等の変更を行った場合）
- (3) 変更後の補助対象設備のカタログ等（補助対象設備の変更を行った場合）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

（事業中止（廃止）承認申請書）

第8条 要綱第8条第3項の規定により知事に提出する書類は、令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）1部とする。

2 前項の事業中止（廃止）承認申請書に添付すべき書類は、交付決定通知書とする。

（事業承継承認申請書）

第9条 要綱第8条第4項の規定により知事に提出する書類は、令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金事業承継承認申請書（別記様式第7号）1部とする。

2 前項の事業承継承認申請書に添付すべき書類は、交付決定通知書とする。

（財産処分承認申請書）

第10条 要綱第8条第5項第4号の規定により知事に提出する書類は、令和5年度（令和6年度への繰越明許費設定分）やまがた未来くるエネルギー補助金等財産処分承認申請書（別記様式第8号）1部とする。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。